平成２５年（フ）第１１１号
千葉県木更津市朝日２丁目１番32号　24号
破産者　安藤　久子
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第１２８号
千葉県木更津市高柳３丁目８番２棟305号
破産者　尾崎　雅子
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第１４１６号
札幌市厚別区大谷地東５丁目１番15―116号
破産者　宇佐見光弘
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３５２号
北海道北広島市大曲幸町３丁目６番地４　レオネクストヴィンデ105号
破産者　林　　彰
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８６号
釧路市昭和北３丁目15番14号
破産者　高橋　修二
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１９４号
埼玉県志木市柏町６丁目27番27―403号、開始決定時の住所埼玉県朝霞市泉水３丁目14番80―505号
破産者　大沼　俊一
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３３２号
東京都東村山市青葉町２丁目15番地23　ラ・カーサひのき203、開始決定時の住所埼玉県所沢市南住吉２番５―901号　アーバンフォレスト所沢
破産者　向野　義照
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３６４号
埼玉県入間郡三芳町大字北永井591番地16
破産者　篠原　和仁
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５３２号
埼玉県入間郡三芳町大字北永井867番地12
破産者　田澤　義隆
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５５０号
静岡県藤枝市南駿河台４丁目14番15号　スカイハイツ村松103号、旧住所静岡県藤枝市高洲１丁目９番23―209号　ロイヤルシャトー藤枝高洲
破産者　瀧　　元志
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４５５号
名古屋市瑞穂区大喜新町２丁目26番地　サンフォレスト４Ｃ号
破産者　赤いベンチこと　上田　　満
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７６１号
名古屋市南区豊田５丁目15番41号　忠道公園住宅２棟502号
破産者　大藤美千男
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０５７号
名古屋市北区東味鋺１丁目812番地
破産者　野口　和廣
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１０４号
名古屋市東区東大曽根町34番６号　平和マンション402号
破産者　岩澤　伸二
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１１６号
名古屋市中川区小本１丁目10番10号　ファミールコモトＢ102号
破産者　藤田　宗利
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１６２号
名古屋市天白区平針１丁目1006番地　地愛ビル２Ｍ号
破産者　野村　由美
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６１２号
京都府向日市物集女町出口14番地の62
破産者　松岡　宗平
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１２６号
京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字茶屋前22番地　203号、前住所京都府長岡京市長岡２丁目22番14号
破産者　長右衛門こと　松浦　健一
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３２８号
京都市左京区下鴨東塚本町55番地３　エステート下鴨202号室、前住所京都市山科区椥辻東浦町６番地１　イーグルコート椥辻５―601号
破産者　北井　　豊
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係